

令和2年12月

定例委員総会 議事録

令和2年12月10日（木）

宗像市農業委員会

令和2年12月 宗像市農業委員会 定例委員総会

| | | | | | |
|----------------------------------|-----------------|--------------------|--------|--------|-----|
| 招集年月日 | 令和2年12月10日 | | | | |
| 招集の場所 | 宗像市役所北館 第202会議室 | | | | |
| 会議の日時 及び宣告 | 開会 | 令和2年12月10日 午後4時00分 | 会 長 | 山口 義嗣 | |
| | 閉会 | 令和2年12月10日 午後4時50分 | | | |
| | 休憩 | なし | | | |
| 応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席13人 欠席11人 | | | | | |
| 議席番号 | 氏 名 | 出 欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出 欠 |
| 1 | 山口 義嗣 | ○ | 13 | 樋口 芳明 | × |
| 2 | 富田 裕 | ○ | 14 | 白木 晋平 | × |
| 3 | 栗野 通孝 | ○ | 15 | 花田 長文 | × |
| 4 | 薄 幸一 | ○ | 16 | 時安 剛 | × |
| 5 | 松井 徳一郎 | ○ | 17 | 草野 一幸 | × |
| 6 | 梶原 富子 | ○ | 18 | 高橋 守 | × |
| 7 | 山下 敦 | ○ | 19 | 吉永 和義 | × |
| 8 | 花田 安輝 | ○ | 20 | 福崎 隆裕 | × |
| 9 | 山田 堅 | ○ | 21 | 福嶋 仁士 | × |
| 10 | 本田 辰幸 | ○ | 22 | 山下 重實 | ○ |
| 11 | 吉田 晉一 | ○ | 23 | 的場 英敏 | × |
| 12 | 吉武 順子 | ○ | 24 | 石松 健一郎 | × |
| 農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査 | | | | | |
| 途中入場・退場 委員及び時間 | 入場 | なし | | | |
| | 退場 | なし | | | |
| 議事録署名人 | 5番 | 松井 徳一郎 | 6番 | 梶原 富子 | |

令和2年12月定例委員総会会議結果

| | | |
|-------|----------------------|----|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | |
| | 受付NO1 | 承認 |
| | 受付NO2 | 承認 |
| | 受付NO3 | 承認 |
| | 受付NO4 | 承認 |
| | 受付NO5 | 承認 |
| | 受付NO6 | 承認 |
| 第2号議案 | あっせんの申出について | |
| | 受付NO1 | 承認 |
| | 受付NO1 | 承認 |
| 第3号議案 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について | |
| | 受付NO1 | 承認 |
| | 受付NO2 | 承認 |
| | 受付NO3 | 承認 |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について | |
| | | 承認 |

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出について
- 第3号 田より畑への地目変更の届出について
- 第4号 農地賃借情報の提供について

○議長

令和2年12月の定例農業委員総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は13名です。よって、令和2年12月定例農業委員総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっておりますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。6件の案件が申請されています。受付NO1について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人は●●●●さん、譲渡人は●●●●さんになります。●●●●さんは以前から農地の処分を考えており、知り合いの●●●●さんに相談したところ、話がまとまり、農地法第3条許可申請になっています。また、地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。説明は以上です。ご審議、よろしく申し上げます。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。この議案は今年の5月の総会で保留になったものです。保留になった理由が●●さんが本当に耕作できるのかという議論になりましたが、再度申請されています。今回、将来にわたって耕作をするという誓約書が提出されています。申請としては問題ないと考えています。審議の方、よろしくお願いします。以上です。

○議長

ただいま受付NO2の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

第1号議案、受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんと譲渡人である●●●●さんは、親子関係になります。今回、息子である●●さんに贈与するというので、農地法第3条の許可申請の手続きになっています。また、地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号4の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんは、●●地区で耕作をされており、野菜の栽培と田植えの準備のための育苗場所を確保したいということで、農地法第3条の許可申請の手続きになっています。なお、育苗期間が終了すると、その後は、野菜の栽培をしていくということです。譲渡人は、福岡市在住の●●●●さんになります。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、受付NO4の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO5について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO5の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号5の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人の●●●●さんは、●●地区で耕作をしており、福津市在住で譲渡人の●●●●さんが所有する農地が、●●さんが耕作している農地と隣接しており、所有者の●●さんに相談したところ話がまとまり、農地法第3条の許可申請の手続きになっています。また、地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願ひします。

○議長

ただいま、受付NO5の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO5については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO6について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第1号議案の受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO6の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号6の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんになります。譲渡人である●●●●さんは、大阪市在住で、農地の管理が難しい状況となっており、農地の処分を考えていたところ、申請地の近所に住んでいる●●さんとの話がまとまり、今回の申請に至っています。水利関係については、●●の水利組合長を兼ねています農事組合長が入院中で、この地区の農業従事者がおひとりということで、水利承諾書の同意は得られていませんが、私が●●さん本人と一緒に現地を確認し、水路等はなく、現況のまま粟を栽培するということなので、水利への影響はないと判断しています。また、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、受付NO6の譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO6について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。第2号議案には2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第2号議案、受付NO1 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第2号議案、受付NO2 あっせん委員の選出にあつては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO2のあっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

次に、第3号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO3について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO3について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題と致します。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、令和2年度農用地利用集積計画（利用権設定）についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、令和2年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は4件であります。報告事項第1号「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項第2号「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項第3号「田より畑への地目変更による届出について」、報告事項第4号「農地賃借料情報の提供について」が提出されております。

宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号、報告事項第2号、報告事項第3号、報告事項第4号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号から報告事項第4号までの説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和2年12月定例委員総会は閉会いたします。